

上海市大気汚染防止条例

第一章 総論

第一条 大気汚染の防止処理や、本市における大気環境の品質向上、公衆の健康維持、エコ文明建設の推進、経済社会の持続可能な発展の促進を図るために、「中華人民共和国環境保護法」、「中華人民共和国大気汚染防止法」に基づき、本市の実情に合わせ、本条例を制定した。

第二条 本条例は、本市行政区域内における大気汚染の防止処理に適用する。

第三条 大気汚染の防止処理は、全社会の共同責任である。本市における大気汚染防止処理業務は、人を最優先に、予防を主とし、防止と処理を共に進め、共同で対策を講じ、区域の連係を図り、損害に対する責任を負うということを原則にする。

第四条 本市各レベルの人民政府は、大気環境保護業務に対する指導を強化し、大気環境保護業務を国民経済及び社会発展計画に取り入れ、合理的に計画を立て、都市と農村の発展及び産業構造の調整を行い、環境保護資金の確実な投入を保証し、有効な大気汚染防止処理対策を講じ、エコ建設や処理に力を入れ、大気環境の保護及び改善を図るべきである。

第五条 環境保護行政主管官庁は、大気汚染防止処理対策の実施に対する監督管理を統括的に行い、かつ責任を持って本条例の実施に取り組む。区、県の環境保護行政主管官庁は、所管地域における大気汚染防止処理対策の実施に対する具体的な監督管理を行う。市、区及び県の发展改革、経済情報化、計画国土行政管理主管官庁はエネルギーの構造調整、産業の構造調整及び産業構造の最適化業務を担当する。市及び区県の、公安交通、交通及び国家海事など行政管理官庁は、それぞれの職責に基づき、自動車、船舶による大気汚染に対する監督管理を行う。市、区及び県の建設、緑化都市外観、交通、家屋など行政管理官庁は、それぞれの職責に基づき、発じんによる汚染大気に対する監督管理を行う。市、区及び県の財政、農業、品質技術監督、工商、教育、衛生、都市管理の法律執行、気象など官庁は、それぞれの職責範囲内で本条例の実施に協力する。

第六条 郷・鎮の人民政府及び街道弁事処は、区、県環境官庁による指導の下、所管範囲内の飲食、自動車修理、金属加工、ドライクリーニングなど団地関係サービス業者による大気汚染防止処理業務の調整を行うことができる。前項に定められた業者が大気汚染物質の排出により、もめ事になった場合、当事者は、郷・鎮の人民政府あるいは街道弁事処に、調停の申し立てを行うことができる。

第七条 本市は、大気環境保護の目標責任制及び評価制度を導入する。市、区及び県の人民政府は、大気環境の保護目標及び業務の達成状況を同レベルの関係官庁とレベルの一つ下の人民政府及びその責任者に対する評価内容とすべきである。評価の結果は、政府及び各関係官庁の業績評価の重要な内容とし、社会に公表すべきである。

第八条 大気汚染物質を排出する業者及び個人は、内部管理を強化し、環境管理制度を整備し、先進的な生産工程及び処理技術を採用し、大気環境への汚染の防止、削減を図るべきである。大気環境汚染をもたらした場合、法律に基づいて法的責任を負うべきである。

第九条 本市は、大気環境保護に関わる産業の発展を奨励、支持し、社会資本の大気汚染防止処理対策への投入を奨励する。

第十条 本市は、大気汚染防止処理分野における科学技術の研究開発及び国際や地域の協力・コミュニケーションを奨励し、クリーンエネルギーの開発利用を奨励し、先進的なクリーンエネルギー技術及び大気汚染防止処理技術を推進する。

第十一条 本市は、文明的、節約的、グリーンな消費スタイル及び生活スタイルを推奨する。

企業・政府系事業組織、社会組織及び個人は、大気汚染防止処理に関する法律法規を遵守し、大気環境の保護義務を履行し、大気汚染保護活動に参加すべきである。各レベルの人民政府及び関係官庁は宣伝を強化し、大気環境保護に関する科学知識を普及し、大気環境保護に利する良い雰囲気を醸成すべきである。教育行政管理官庁は、段階を踏んで環境教育を推進し、大気環境保護に関する知識を学校教育の内容に取り入れ、青少年の大気環境保護に関する意識を育成すべきである。

第十二条 本市の行政区域内のいかなる業者や個人も、大気環境に汚染をもたらす行為並びに環境保護官庁及びその他行政管理官庁とその職員が法律により職責を果たさない行為に対する通報の権利を有する。市環境保護官庁は、全市統一の通報電話を公表し、迅速に通報を処理すべきである。通報された情報が調査され、事実であると証明された場合、環境保護官庁は、関連規定に基づいて通報人に褒賞を与えるべきである。本市のマスメディアは、大気環境保護に関する法律法規、科学知識に関する宣伝を行い、違法行為に対する世論の監督を行うべきである。

第十三条 市あるいは区、県の人民政府は、大気汚染の防止処理、大気環境の保護や改善において顕著な業績を上げた業者と個人に、表彰や褒賞を与えるべきである。

第二章 大気汚染防止処理の監督管理

第十四条 市環境保護官庁は、関係官庁と共に、本市における大気汚染防止処理計画を制定し、市人民政府に提出し、承認された後に実施を行う。市人民政府は、大気環境品質の基準達成計画及び段階目標を制定し、厳しい大気汚染の対策措置を講じ、本市が定められた期間内に国が定めた大気環境品質基準に達することを保証する。

第十五条 本市は、国の規定に基づいて大気環境品質機能区を区画する。市環境保護官庁は、都市全体計画、環境保護計画目標及び大気環境品質機能区の要求事項に基づき、本市における大気汚染重点改善地域及びその改善目標、役割分担及び期限付きの達成計画を提出し、市人民政府の承認を得て実施すべきである。

第十六条 本市は、大気汚染物質排出濃度及び主要大気汚染物質排出総量に対する規制を同時に行う管理制度を導入する。大気へ汚染物質を排出する場合、その汚染物質の排出濃度は国及び本市が定めた排出基準を超えてはならない。本市は国務院が定めた具体的な方法に基づき、主要大気汚染物質の排出に対する総量規制を行う。主要大気汚染物質の目録は、市環境保護官庁が国の要求事項及び市の実情に応じて作成し、人民政府の承認を得て実施する。

第十七条 市環境保護官庁は、国が承認した本市異なる時期における主要大気汚染物質の排出総量、大気環境容量及び社会経済の発展水準に基づき、本市異なる時期における主要大気汚染物質の総量規制計画を作成し、市人民政府の承認を得て実施すべきである。区、県環境保護官庁は、本市の主要大気汚染物質の総量規制計画に基づき、所管地域の実情に応じ、所管地域における主要大気汚染物質の総量規制計画を作成し、区、県人民政府の承認を得て実施し、市環境保護官庁への届け出を行う。総量規制実施前にすでに存在する汚染物質の排出業者について、市あるいは区、県環境保護官庁は国務院が定めた条件及び手順に基づき、公開、公平、公正の原則に則って、各業者現在の排出量、産業発展計画、クリーン生産の要求事項及び所管地域における主要大気汚染物質の総量規制実施計画に従い、その主要大気汚染物質の排出総量指標を定め、同レベルの人民政府に報告し、承認を得る。

第十八条 本市は、主要大気汚染物質の排出に対して許可証制度を実施する。環境保護官庁が決めた大気汚染物質の排出重点規制業者は、主要大気汚染物質の排出許可証（以下は、「排出許可証」という）を取得すべきである。排出許可証を有していない場合は、主要大気汚染物質を排出してはならない。総量規制実施前にすでに存在する汚染物質の排出業者は、その主要大気汚染物質の排出が承認された総量指標を超えていない場合、市あるいは

区、県の人民政府は審査して排出許可証を発行する。その主要大気汚染物質の排出が承認された総量指標を超えた場合、市あるいは区、県の人民政府は改善のために生産制限あるいは生産停止を命じる。主要大気汚染物質を排出する新設、拡張、改造プロジェクトは、規定に基づいて主要大気汚染物質の排出総量指標を獲得してから、建設プロジェクトの環境保護審査承認手続きを行うべきである。当該プロジェクトにおける大気汚染物質の処理施設が市あるいは区、県環境保護官庁の検収に合格してから、初めて排出許可証を取得することができる。排出許可証の申請条件は、市環境保護官庁が国の関連法律、行政法規の規定に基づいて別途制定する。

第十九条 本市は、主要大気汚染物質の排出総量指標に関する取引を奨励する。市環境保護官庁は、関係行政管理官庁と共に、本市における主要大気汚染物質の排出総量指標取引制度の構築を検討し、取引の規則を整備する。

第二十条 市発展改革、経済情報化、環境保護、財政など行政管理官庁は、関連政策を検討、制定し、排出許可証を持たずに主要大気汚染物質を排出した、基準を超える主要大気汚染物質を排出した、排出した主要大気汚染物質が承認された排出総量指標を超えたなど重大な違法行為によって処罰を受けた業者に対し、その違法行為の是正が行われる前に、段階的な差別電気料金を徴収することができる。電力供給企業は、前項規定に基づいて差別電気料金を徴収した場合、差別電気料金分について個別な帳簿管理を行い、市レベルの財政に納めるべきである。

第二十一条 本市は、大気に深刻な汚染をもたらす産業の発展を厳しく規制する。市経済情報化行政管理官庁は、発展改革など関係行政管理官庁と共に、本市における産業構造調整指導目録を制定する際に、本市大気環境の品質状況に応じ、大気に深刻な汚染をもたらす産業を淘汰部類の目録に入れるべきである。市経済情報化、発展改革、計画国土及び環境保護など関係官庁は、次第に産業構造の最適化を図り、大気汚染物質を排出する産業プロジェクトを都市農村計画に決められた工業園区内に置くべきである。工業園区の実務管理機構は、関連の環境インフラ施設を整備し、大気汚染物質の排出削減に努めるべきである。

第二十二条 郷・鎮あるいは工業園区が以下のいずれかに該当した場合、環境保護官庁は、その地域内における大気汚染物質が生じる建設プロジェクトの環境アセスメント文書の審査承認を一時的に停止することができる。

- 一 大気汚染物質の排出量が総量規制指標を超えた
- 二 期限内に高汚染業界、工程及び設備を淘汰しなかった
- 三 期限内に大気汚染処理を完了しなかった

四 関連の環境インフラ施設の整備が不十分だった

五 市人民政府が定めたその他の状況

企業集団が上項の第一号、第二号及び第三号の状況に該当した場合、環境保護官庁は、当企業集団による大気汚染物質が生じる建設プロジェクトの環境アセスメント文書の審査承認を一時的に停止することができる。

第二十三条 市経済情報化行政管理官庁は、発展改革、環境保護など関係行政管理官庁と共に、大気汚染物質の排出基準に基づき、都市機能の位置づけを踏まえ、本市産業分野における業界、工程及び設備の淘汰目録を定期的に制定、調整し、市人民政府の承認を得て実施すべきである。上述の目録範囲に入っている業界、工程あるいは設備は、定められた期限以内に、調整あるいは淘汰を行うべきである。

第二十四条 大気に汚染物質を排出する業者は、その大気汚染物質の処理施設が常に正常な使用ができるようにしなければならない。大気汚染物質の処理施設を取り壊すあるいは使わずに置く場合、事前に市あるいは区、県の環境保護官庁の承認を得なければならない。大気汚染物質の処理施設が保守、故障などの理由で正常に使用できない場合、汚染物質の排出業者は生産の制限や停止などの措置を講じ、その大気汚染物質の排出が定められた基準に適合することを確保すると共に、直ちに区、県環境保護官庁に報告すべきである。

第二十五条 汚染物質の排出業者及び個人がその汚染物質処理施設の運営あるいは汚染物質の処理を相応な能力を持つ第三者機構に委託することを奨励する。汚染物質処理施設の運営あるいは汚染物質の処理を行う能力を持たない業者及び個人は、汚染物質の処理を相応な能力を持つ第三者機構に委託すべきである。汚染物質の排出業者及び個人は、汚染物質の処理を第三者機構に委託することの届け出を環境保護官庁に行うべきである。委託を受けた第三者機構は、環境保護に関する法律、法規及び技術基準の要求事項を遵守すべきである。

第二十六条 各業者は生産施設及び汚染物質処理施設の保守、点検を強化し、大気汚染事故の防止対策を講じるべきである。有毒有害ガスや放射性物質が含まれる気体あるいはエアロゾルを排出するまたは漏えいする可能性があり、大気汚染事故を引き起こす可能性がある業者は、関連規定に基づいて緊急時対策計画を作成し、環境保護官庁、民防官庁及びその他の官庁への届け出を行わなければならない。届け出を受けた官庁は、届け出を行った業者に対する検査及び技術指導を強化すべきである。大気汚染事故が起きた場合、関連業者は直ちに緊急時対策を実施し、有効な対策を講じ、汚染危害の拡大を防止すると共に、迅速に環境保護官庁に報告すべきである。人の健康や安全に危害を与えるあるいは与える可能性がある緊急事態において、市あるいは区、県人民政府は直ちにその地域の住民に公

表し、汚染物質排出業者に対する排出停止命令、一部道路の封鎖、汚染危害を受けたあるいは受ける可能性のある人員の避難を含む強制的な緊急措置を講じるべきである。

第二十七条 市環境保護官庁は、気象など関係官庁と共に、大気環境の品質状況に応じ、本市環境大気品質重度汚染天氣の緊急時対応計画を作成し、市人民政府の承認を得て実施すべきである。

第二十八条 本市は、重度汚染天氣のレベル分け警報及び対応メカニズムを構築する。

重度汚染天氣が現れた際、市人民政府は直ちに緊急時対応を講じるべきである。汚染警報のレベルに応じ、社会に警報情報を公表し、相応な対応措置を講じる。

緊急時対応計画に基づき、環境保護、衛生、教育など関係官庁は、マスメディアを通じて公衆の健康に対する注意や提案を迅速に行い、屋外での活動や仕事を減らすように注意喚起を行う。環境保護、経済情報化、建設、交通、緑化都市外観、公安など関係官庁は、汚染物質排出業者の生産一時停止あるいは生産制限、発じんしやすい作業の停止、自動車の走行規制、爆竹の禁止など応急措置を講じ、かつ社会に公表し、関係業者や個人はそれに従い、協力すべきである。

第二十九条 市環境保護、気象官庁は、大気環境情報及び気象情報の共有、予測予報の協議など関連の協力体制を構築し、合同で大気品質の予報情報を公表すべきである。

第三十条 市及び区、県環境保護官庁は、本市の大気環境品質及び大気汚染発生源に対するモニタリングを実施し、大気環境モニタリングネットワークを整備する。市環境保護官庁は、本市の大気環境品質情報を統括的に公表する。区、県環境保護官庁は、規範に基づいて所管地域内の大気環境品質情報を公表すべきである。

第三十一条 定格蒸発量が 20 トン以上のボイラーあるいは大気汚染物質の排出量がそれに相当する窯炉を使用する業者及び市環境保護官庁が決めた大気汚染物質排出重点規制業者は、大気汚染物質排出のオンラインモニタリング装置を設置し、かつ環境保護官庁により統括的なモニタリングネットワークに組み入れなければならない。オンラインモニタリング装置は、環境汚染処理施設の一部として、正常な運転を保つべきである。オンラインモニタリングによって得られたデータは、環境に関する法律執行及び管理の根拠にすることができる。

第三十二条 業者は以下のいずれかに該当した場合、環境保護官庁の要求事項に基づき、マスメディアを通じて、排出する大気汚染物質の名称、排出方法、排出総量、排出濃度、基準を超えた排出情報及び汚染処理施設の建設、運転状況など業者の環境情報を定期的に

公表すべきである。

- 一 大気汚染物質排出重点規制業者名簿に入っている
- 二 主要大気汚染物質の排出量が総量規制指標を超えた
- 三 大気汚染物質の排出が基準を超えた
- 四 国及び本市が定めたその他の状況

環境保護官庁は重点規制業者の監督・モニタリング情報を定期的に公表すべきである。

第三十三条 市、区及び県人民政府は、企業・政府系事業組織及びその他生産経営者の大気環境違法情報を本市企業評価情報システムに組み入れ、社会に違法者リストを定期的に公表すべきである。

第三章 エネルギー消費による汚染の防止

第三十四条 市、区及び県人民政府は措置を講じ、エネルギーの消費総量を合理的に抑制し、段階的に石炭の消費総量を減らし、エネルギー構造を改善し、クリーンエネルギーの生産と使用を推進すべきである。市発展改革行政管理官庁は、市関係行政管理官庁と共に、本市石炭消費総量の削減目標及び抑制措置を定め、市人民政府の承認を得て実施すべきである。区、県人民政府は、本市石炭消費総量の削減目標に基づき、所管地域における具体策を制定し、実施すべきである。

第三十五条 市発展改革行政管理官庁は、関係官庁と共に、本市におけるクリーンエネルギーの整備を推進し、クリーンエネルギーの発展、エネルギー構造調整に関する政策を制定すべきである。石炭火力発電所を除き、本市は石炭、重油、残油、石油コークスなど高汚染燃料（以下は、「高汚染燃料」という）を燃料に使う施設の新設を禁止する。石炭火力発電所の建設は国及び本市の関連規定に準ずる。発電所のボイラー、製鉄用窯炉を除き、高汚染燃料を使用する既存施設は、決められた期限以内に、燃料を天然ガス、液体化天然ガス、電気あるいはその他クリーンエネルギーに変えるべきである。市経済情報化行政管理官庁は、関係官庁と共に、具体的な推進計画を制定すべきである。クリーンエネルギーによる代替がまだ実施されていない高汚染燃料の使用施設は、脱硫、脱硝、除塵装置の整備あるいはその他の措置を講じ、二酸化硫黄、窒素酸化物及びばいじんなど汚染物質の排出量を抑制しなければならない。燃料は、国及び本市が定めた関連の強制的基準及び要求事項に適合すべきである。

第三十六条 天然ガスなどクリーンエネルギーを使用する新設のボイラー、窯炉は、低窒素素燃焼など窒素酸化物削減措置を採用すべきである。天然ガスなどクリーンエネルギーを使用する既設のボイラー、窯炉は、定められた期限以内に、低窒素素燃焼技術による改造措置を採用すべきである。ボイラー、窯炉、業者が使用するあるいは業務用の炉やかまど施

設から、はっきりと見える黒煙を排出することを禁止する。

第四章 自動車や船舶による汚染排出の防止処理

第三十七条 いかなる業者や個人は、汚染物質の排出が定められた排出基準を超える自動車を製造、販売あるいは輸入してはならない。本市の地方排出基準に適合する自動車を販売する場合、その販売車種の汚染物質排出状況に関する資料を環境保護官庁に提出しなければならない。排出基準に適合しない自動車は、本市で販売してはならない。市環境保護官庁は、汚染物質の排出が定められた排出基準に適合する自動車の車種目録を定期的に公表すべきである。品質技術監督管理官庁は、本市で製造、販売された自動車の汚染物質排出の排出基準への適合性に対する監督検査を強化し、かつ環境保護官庁に検査状況を定期的に伝えるべきである。

入国検査当局は、法律に基づいて輸入自動車の排ガス汚染に対する検査と監督を行う。

第三十八条 本市を走行する自動車や航行する船舶による大気汚染物質の排出は、国及び本市が定めた排出基準を超えてはならない。汚染物質の排出が国及び本市が定めた排出基準を超えた自動車について、公安交通管理当局はナンバープレートや証明書を発行しない。汚染物質の排出が定められた排出基準を超えた船舶について、関係行政管理官庁は登録手続きを行わない。

本市の使用過程車は、自動車安全技術検査の周期に基づき、安全技術検査を受けると同時に、排ガス汚染定期検査も受けるべきである。検査に合格したもののみ、道路を走ることができる。環境保護官庁は、登録して10年を超えた自動車に対して、排ガス汚染検査の頻度を増やすことができる。使用過程中の自動車が排ガス汚染定期検査を受けていない、あるいは検査の結果、汚染物質の排出が国及び本市が定めた排出基準を超えた場合、公安交通管理当局が安全検査合格ラベルを発行しない。

本市を走行する自動車や航行する船舶から、はっきりと見える黒煙を排出してはならない。

第三十九条 自動車排ガス処理装置は常に正常な使用ができるようにすべきである。排ガス車載診断システムあるいは排ガス処理装置が品質保証期間を過ぎた場合、所有者は迅速に修理、交換を行い、排出基準への適合を確保すべきである。

第四十条 本市で使用されるオフロード車による大気汚染物質の排出は、国及び本市が定めた排出基準を超えてはならない。オフロード車の所有者あるいは使用者は、オフロード車の種類、数量、使用場所などの状況を区、県環境保護官庁に届け出るべきである。本市で使用されるオフロード車からはっきりと見える黒煙を排出してはならない。

第四十一条 自動車の整備業者は、大気汚染防止処理の要求事項及び国の関連技術規範に基づいて補修を行い、自動車が定められた汚染物質の排出基準に適合するようにすべきである。自動車の二次補修、エンジン ASSY の全体検査、全車検査の経営業者は、規定に基づいて排ガス汚染物質検知装置を備えるべきである。自動車は二次補修、エンジン ASSY の全体検査、全車検査及びその他汚染物質の排出に影響を与えるような補修を経て、汚染物質の排出が定められた排出基準を超えた場合、交付して使用してならない。

自動車が上述項目の補修を経て、定められた補修品質保証期間内に正常に使用される際に、その汚染物質の排出が定められた排出基準を超えた場合、自動車整備業者が責任を持って補修を行い、定められた排出基準に適合するようにすべきである。交通行政管理当局は、自動車整備業者への監督管理を強化すべきである。

第四十二条 市環境保護官庁は、自動車検査資格を有する検査業者に排ガス汚染の定期検査を委託し、かつ検査業者の目録を公表することができる。市環境保護官庁の委託を受けていなければ、自動車排ガス汚染の定期検査を実施してはならない。市環境保護官庁からの委託を受けて排ガス汚染の定期検査を行う検査業者は、国及び本市が定めた検査方法及び技術規範に基づいて検査を行い、ありのままに検査報告を提出し、かつ自動車排ガス汚染の検査状況を市環境保護官庁へ届けでなければならない。市環境保護官庁は、委託を受けて自動車排ガス汚染の定期検査を行う業者に対する監督・抜き取り検査を実施し、虚偽の検査報告書を提出したあるいは定められた検査方法及び技術規範に基づいて自動車排ガス汚染の検査を実施しなかった、情状が重大な場合、その定期検査の委託を取り消すべきである。

第四十三条 公安交通管理当局、海事官庁は、環境保護官庁と共に、道路を走る自動車及び通航水域内に航行する船舶による汚染物質の排出状況に対する監督・抜き取り検査を実施することができる。リモートセンシング手法によって得られたデータは、環境に関する法律執行の根拠にすることができる。環境保護官庁は、自動車の停車地で自動車の汚染物質排出状況に対する監督・抜き取り検査を実施することができる。

使用過程中の自動車の所有者あるいは運転者及び航行中の船舶の経営者あるいは乗組員は、公安交通、海事及び環境保護官庁の監督・抜き取り検査に協力すべきであり、拒否、妨害してはならない。

第四十四条 市環境保護官庁は、国の関連規定に基づき、本市の自動車に統一した環境保護検査合格ラベルを発行すべきである。環境保護検査合格ラベルがない自動車は、道路を走ってはならない。高汚染と標識された自動車は、地域の走行制限措置を講じる。高汚染自動車の走行制限区域と時間は、市公安交通管理当局が同市環境保護、交通行政官庁と共

に別途定める。環境保護検査合格ラベルがない、あるいは高汚染と標識された道路輸送車両は、本市で道路輸送経営を行ってはならない。

第四十五条 汚染物質の排出が定められた基準を超え、修復できない使用中の自動車は、迅速に公安交通管理当局に廃車手続きを行うべきであり、道路を走ってはならない。

第四十六条 本市交通、海洋及び海事、漁政など監督管理権限を有する官庁は、機械船による汚染物質排出に対する監督検査を強化すべきである。汚染物質の排出が定められた基準を超えた船舶に対し、監督管理権限を有する官庁は期限付きの修理を命じる。市交通行政管理局は関係官庁と共に、港インフラ電力供給施設及び低硫黄分油供給施設の建設を推進すべきである。

第四十七条 市品質技術監督管理官庁は実情に応じ、関係官庁と共に、国の基準より厳しい自動車、船舶、オフロード車用燃料の地方品質基準を制定することができる。本市で販売される自動車、船舶、オフロード車用燃料は、国及び本市が定めた品質基準に適合しなければならない。本市において自動車、船舶、オフロード車用燃料を自ら調達する業者は、その使用燃料は国及び本市が定めた品質基準に適合しなければならない。品質技術監督、環境保護、海事官庁は、それぞれの職責に応じ、本市の燃料油品質への監督検査を強化し、検査結果を定期的に公表すべきである。

第四十八条 市、区及び県人民政府は、公共交通を優先的に発展させ、公共交通や自転車などの利用を唱道、奨励すべきである。国の機関、政府系事業組織、大手企業及び公共交通、環境衛生など業界は、率先して新エネルギー及びクリーンエネルギー自動車の利用を推進すべきである。

第五章 排ガス、発じん、悪臭汚染の防止処理

第四十九条 本市は、揮発性有機化合物の含有量が低い原料と製品の生産、使用を奨励する。市品質技術監督管理官庁は、市環境保護官庁と共に、揮発性有機化合物の含有量の低いと高い製品の目録を定期的に公表するよう、関係業界協会に対して指導を行うべきである。揮発性有機化合物の含有量が高い製品の目録に入っている製品は、その包装あるいは取扱説明書に表示すべきである。

第五十条 本市の病院、学校及び託児施設など環境に敏感な地域では、揮発性有機化合物の含有量が高い製品の使用は禁止する。本市は、化学工学、表面塗装、包装印刷など重点業界において、段階的に揮発性有機化合物の含有量が低い製品の使用を推進する。財政資金を使用する業者は、揮発性有機化合物の含有量が低い製品を優先的に調達すべきである。

第五十一条 市環境保護官庁は、市品質技術監督など官庁と共に、本市重点業界における揮発性有機化合物の排出基準、技術規範を制定すべきである。関係業者は、揮発性有機化合物の排出基準、技術規範の規定に基づき、作業手順を作成し、生産管理を行うべきである。原油や製品油の港、ガソリンスタント、貯蔵庫、タンクローリー、衣服のドライクリーニング業界などは、揮発性有機化合物の回収装置を整備すべきである。揮発性有機化合物が含まれる排ガスが生じる生産経営活動は、密封された空間あるいは設備の中で行い、排ガス収集・処理システムを設置し、常に正常な使用ができるようにすべきである。造船など密封された空間に行うことができない生産経営活動は、有効な措置を講じ、揮発性有機化合物の排出削減に努めるべきである。石油化学及びその他有機溶剤を使用する企業は、環境保護官庁の規定に基づいて漏えい検出及び復旧制度を構築し、漏えいがあった場合、迅速に復旧すべきである。石油化学、化学工学など揮発性有機化合物を排出する企業は、補修の計画実施に当たり、環境保護官庁の規定に基づき、生産装置・システムの運転停止、内容物の吐き出し、洗浄など段階において、揮発性有機化合物の排出抑制を行うべきである。

第五十二条 廃棄物焼却炉は、国及び本市が定めた基準に基づいて建設し、市環境保護官庁の検収に合格してから、初めて使用が可能となる。廃棄物焼却炉の運転は、操作手順を厳しく遵守し、二次汚染の防止措置を講じ、その排出される大気汚染物質が定められた排出基準及び排出総量指標を超えてはならない。

第五十三条 本市は、農作物の残茎や、枯葉・枝など煙や発じんが生じるもの及びアスファルト、アスファルトフェルト、ゴム、プラスチック、ごみ、皮革など有毒有害、悪臭あるいは強烈な異臭が生じるものの野焼きを禁止する。郷・鎮の人民政府及び町内事務所は、所管地域内における前項規定に違反する行為に対する巡回と監督を行うべきである。市発展改革、経済情報化、農業、環境保護、財政など関係官庁は、関連の政策を制定し、農業生産方式の転換及び農作物の残茎の効率的な総合利用を奨励、指導し、区、県人民政府はその推進、実施を行うべきである。

第五十四条 建築主は、施工業者による発じん拡散防止責任を施工請負契約書に明確にすべきである。施工業者は、施工技術規範に定められた発じん拡散防止要求事項に基づいて施工を行い、発じん汚染を抑制すべきである。市建設行政管理官庁が定めた条件に適合する建設プロジェクトは、施工業者が規定に基づいて発じん拡散のオンラインモニタリング装置を設置し、その設置と運転費用をプロジェクト予算に計上すべきである。

第五十五条 発じん汚染が生じやすいものの積み卸し、輸送車両は、密封化措置を講じる

べきである。輸送業者及び個人は、車両の機械密封装置の補修を強化し、常に正常な使用ができるようにすべきである。輸送途中に沿道で漏えい、落下あるいは飛散してはならない。発じん汚染が生じやすいものの積み卸し、輸送船舶も、カバーで覆うような措置を講じるべきである。

第五十六条 発じん汚染が生じやすいものを保管する港湾、埠頭、置き場、バッチャープラント及び露天資材置き場等の場所では、適切な囲み、遮断、かぶせ、密封及びその他発じん防止措置を講じ、以下の発じん防止要求事項に適合すべきである。

- 一 地面の硬化処理を行った
- 二 コンクリートの囲み壁あるいは屋根付き貯蔵庫を採用し、庫内にはシャワーあるいはその他の発じん抑制措置を講じた。
- 三 作業に輸送設備を使う場合、資材を卸すところに発じん吸引、シャワーなどの発じん防止装置を設置し、かつ常に正常な使用ができるようにした。
- 四 出入り口で車両洗淨の専用場所を設け、輸送車両の洗淨施設を備えた。
- 五 物置場と道路の境界を区分し、飛散、落下したものを迅速に取り除き、道路を清潔に保ち、かつ迅速に洗った。

第五十七条 道路、広場及びその他の公共な場所で清掃作業を行う業者及び個人は、清掃作業技術規範に定められた発じん汚染防止要求事項に基づいて作業を行うべきである。

第五十八条 植物の栽培と手入れ作業は、緑化建設及び手入れ技術規範に定められた発じん汚染防止要求事項に基づいて行う。

第五十九条 以下の範囲内の裸地は、本条規定に基づいて緑化あるいは舗装を行うべきである。

- 一 団体・組織所管範囲内の裸地は、所管団体・組織が緑化あるいは舗装を行う。
- 二 放置されて6ヶ月以上が経った建設用地は、建築主が緑化あるいは舗装を行う。
- 三 市政道路、河川沿岸、公共緑地にある裸地は、それぞれ交通、水務、緑化行政管理官庁が緑化あるいは舗装を行う。

第六十条 人口の集中地域及びその他法律に基づいて特別な保護が必要な地域において、強烈な異臭や悪臭ガスが生じるものの貯蔵、加工、製造あるいは使用は禁止する。

第六十一条 飲食サービス業の経営者は、市環境保護官庁の規定に基づき、油煙浄化及び異臭処理装置ならびにオンラインモニタリング装置を設置、使用し、常に正常な使用ができるようにすべきである。排出される油煙や排煙など汚染物質は定められた基準を超え

てはならない。飲食サービス業の経営者は、油煙浄化及び異臭処理設備に対して定期的に洗浄、点検を行い、かつその記録を保存し、油煙及び異臭による周辺住民の住居環境への汚染を防止すべきである。環境保護官庁は、飲食サービス業の経営場所における油煙及び異臭の排出状況に対して、監督・検査を行うべきである。本市都市部にある住居用ビル内には、飲食サービス業の経営場所を新たに設けてはならない。セットとなって計画、建設される飲食サービス業の経営場所では、建築構造上で専用の排煙ダクトなど汚染防止措置を設計し、油煙排出口の設置高さ及び周辺住居用ビルなど建物までの距離は環境保護要求事項に適合するよう保証すべきである。前項に定められた範囲内で新設された飲食サービス業の経営場所では、クリーンエネルギーを使用すべきである。既設の飲食サービス業の経営場所は、市人民政府が定めた期限以内にクリーンエネルギーに変えるべきである。

第六十二条 発じん、排ガスが生じる作業活動において、汚染物質の収集あるいは除去、低減措置を取る条件を備えている場合、作業の業者及び個人は、規定に基づいて相応な防止処理措置を講じ、無断で排出してはならない。

第六十三条 本市は、必要に応じて、段階的に花火や爆竹の禁止地域を拡大し、使用時間を厳しく制限する必要がある。

第五章 長江デルタ地域における大気汚染防止処理に関する連携

第六十四条 市人民政府は、国の関連規定に基づき、長江デルタ地域の関係省と共に、大気汚染防止調整の連携メカニズムを構築し、地域内の大気汚染防止処理に関する重要事項について定期的に協議すべきである。環境保護、発展改革、経済情報化、計画国土、建設、交通、公安交通、気象、海事など関係官庁は、周辺省、市、県（区）の関係官庁とコミュニケーション調整メカニズムを構築し、措置を講じ、長江デルタ地域における産業構造及び計画配置の最適化を図り、クリーンエネルギーによる代替を促進し、地域内の交通を統括し、大気環境情報の共有及び汚染警報対応の連携を強化し、汚染に関する地域間紛争を調停し、地域経済、社会、環境の調和の取れた発展を実現すべきである。

第六十五条 本市の関係官庁は、本条例第二十一条、第二十三条に定められた産業構造調整指導目録及び淘汰目録を制定する際に、長江デルタ地域の関係省との協調性を統括的に考慮すべきである。

第六十六条 市人民政府は、長江デルタ地域の関係省と共に、自動車の国家排出基準を迅速に実施すべきである。

市人民政府は、長江デルタ地域の関係省と共に、長江デルタ地域における大気汚染防止

処理の必要性に応じ、地域統一の貨物輸送車及び長距離旅客車の更新・淘汰基準を検討、制定し、かつ車両規制などの措置を講じ、重度な汚染をもたらす車両の淘汰を加速すべきである。

第六十七条 市交通行政管理当局は、国家海事官庁、長江デルタ地域の関係省の関係官庁と連携を強化し、本市において段階的に上海港に出入りする船舶が低硫黄分油を使用し、停泊船舶が港インフラから電力供給を受けることを推進すべきである。

第六十八条 市人民政府は長江デルタ地域の関係省と共に、長江デルタ地域における重度汚染天氣の緊急対応連携メカニズムを構築し、警報や緊急時対応に関する情報を通報すべきである。必要に応じて関係省、市に対策措置の実施を要請することができる。

第六十九条 市環境保護など行政管理官庁は、長江デルタ地域の関係省関係官庁とコミュニケーション・調整メカニズムを構築し、省、市の境界で建設され、隣接の省、市の大気環境に影響を与える可能性のある大型プロジェクトに対して、関連情報を迅速に通報すべきである。

第七十条 市人民政府は、長江デルタ地域の関係省と共に、自動車による汚染防止処理、農作物の残茎の野焼き禁止などの分野において、地域大気汚染に対する法律執行の合同行動を模索すべきである。

第七十一条 市人民政府は長江デルタ地域の関係省と協議し、以下の環境情報の長江デルタ地域での共有を図る。

- 一 大気汚染源に関する情報
- 二 大気環境品質に関するモニタリング情報
- 三 気象情報
- 四 自動車排ガス汚染の検知情報
- 五 企業の環境信用情報
- 六 広域大気への影響を引き起こす可能性のある汚染事故に関する情報
- 七 各方面が協議、確定した他の情報

第七十二条 市環境保護官庁は長江デルタ地域の関係省と、大気汚染防止処理に関する科学研究の連携を強化し、地域大気汚染の原因、発生源追跡及び防止処理に関する政策、基準、措置など重要課題に関わる共同研究を実施し、省エネ、二酸化炭素の排出削減、汚染物質の排出、業界の進出淘汰などに関する環境基準の統一を推進すべきである。

第七章 法的責任

第七十三条 本条例規定に違反する行為は、法律や行政法規に処罰規定がすでに定められた場合、その規定に準ずる。

第七十四条 環境保護官庁及びその他関係行政管理官庁は、法律に基づいて監督管理責任を果たすべきである。以下の違法行為があった場合、所属機関あるいは上位の主管官庁は直接責任を負う担当者及びその他直接責任を負う者に、法律に基づいて行政処分を下す。犯罪とみなされる場合は、法律に基づいて刑事責任を追究する。

- 一 受理すべく事項は受理しなかった
- 二 検挙すべく違法行為は検挙せず、公共利益が著しく損なわれた
- 三 職権を濫用し、私情にとらわれ、不正行為を行った
- 四 本条例規定に違反し、企業・政府系事業組織及びその他生産業者の施設、設備を封鎖したり差し押さえたりした

第七十五条 本条例第十八条規定に違反し、排出許可証を取得せずに主要大気汚染物質を排出した場合、市あるいは区、県環境保護官庁は生産停止を命じ、かつ五万元以上、五十万元以下の過料を科する。排出許可証を取得したが、排出された主要大気汚染物質が承認された排出総量指標を超えた場合、環境保護官庁は改善のために生産制限あるいは生産停止を命じ、一万元以上、十万元以下の過料を科する。情状が重大な場合、市あるいは区、県環境保護官庁は同レベルの人民政府による営業停止、閉鎖命令を申請する。

第七十六条 本条例第二十三条第二項規定に違反し、定められた期限以内に淘汰目録に入っている業界、工程あるいは設備の調整あるいは淘汰を行わなかった場合、市あるいは区、県経済情報化行政管理官庁は同レベルの人民政府による関連企業の営業停止、閉鎖命令を申請する。

第七十七条 本条例第二十四条第一項、第二項規定に違反し、以下のいずれかに該当した場合、市あるいは区、県環境保護官庁は生産停止を命じ、一万元以上、五万元以下の過料を科する。

- 一 大気汚染物質の処理施設は常に正常な使用ができなかった
- 二 無断で大気汚染物質の処理施設を解体したあるいは使わずに置いた
- 三 大気汚染物質の処理施設は補修、故障などの理由で正常な使用ができず、規定通りに迅速に報告しなかった。

第七十八条 本条例第二十五条第二項規定に違反し、委託を受けた第三者機関は法律、法

規及び関連技術基準の要求事項に基づいて汚染処理を実施しなかった、あるいは汚染処理の実施中に虚偽行為を行った場合、市あるいは区、県環境保護官庁は是正を命じ、一万元以上、十万元以下の過料を科する。

第七十九条 本条例第二十六条第二項規定に違反し、緊急時対策計画を作成しなかった場合、市あるいは区、県環境保護官庁は是正を命じる。緊急時対策計画の作成を拒否した業者に対して、二千元以上、一万元以下の過料を科し、かつ直接責任を負う担当者及びその他直接責任を負う者に行政処分を下すよう関係官庁に提案することができる。

第八十条 関係業者が本条例第二十三条第三項規定に違反し、生産の一時停止あるいは制限措置を実施しない場合、環境保護官庁は二万元以上、二十万元以下の過料を科する。発じん対策を講じない場合、建設、交通、家屋など関係行政管理官庁あるいは都市管理法律執行官庁はそれぞれの職責に応じ、一万元以上、五万元以下の過料を科する。自動車規制、爆竹の禁止措置を講じない場合、公安当局は関連規定に基づいて処罰する。

第八十一条 本条例第三十一条第一項規定に違反し、規定に基づいて大気汚染物質排出のオンラインモニタリング装置を設置しなかった、あるいは統括的なモニタリングネットワークに組み入れなかった場合、市あるいは区、県環境保護官庁は是正を命じ、かつ一万元以上、十万元以下の過料を科する。

第八十二条 本条例第三十二条第一項規定に違反し、規定に基づいて環境情報を定期的に公表しなかった場合、市あるいは区、県環境保護官庁は公表を命じ、一万元以上、十万元以下の過料を科する。

第八十三条 本条例第三十五条第三項、第六十一条第四項規定に違反し、市人民政府が定めた期間を過ぎてからも継続して高汚染燃料を使った場合、市あるいは区、県環境保護官庁は高汚染燃料を使用する施設の解体あるいは没収を命じる。本条例第三十五条第四項規定に違反し、使用した燃料が国及び本市が定めた関連の強制的基準及び要求事項に適合しなかった場合、品質技術監督管理官庁は是正を命じ、一万元以上、十万元以下の過料を科することができる。

第八十四条 本条例第三十六条第二項規定に違反し、ボイラー、窯炉及び業者が使用するあるいは業務用の炉やかまどからはっきりと見える黒煙が排出された場合、市あるいは区、県環境保護官庁は是正を命じ、五千元以上、五万元以下の過料を科することができる。

第八十五条 本条例第三十八条第一項、第五項規定に違反し、本市を走行する自動車から

排出された汚染物質が国及び本市が定めた排出基準を超えたあるいははっきりと見える黒煙が排出された場合、公安交通管理当局は車両通行証を仮押さえ、修理を命じ、二百元以上、二千元以下の過料を科することができる。修理後、資格を有する検査機関の検査結果により、排出基準に適合した場合、車両通行証を返す。本条例第三十八条第一項、第五項規定に違反し、本市を航行する船舶から排出された汚染物質が国及び本市が定めた排出基準を超えたあるいははっきりと見える黒煙が排出された場合、海事官庁は是正を命じ、一千元以上、一万元以下の過料を科することができる。情状が重大な場合、一万元以上、五万元以下の過料を科する。

第八十六条 本条例第三十九条規定に違反し、排ガス車載診断システムが警報を発してから、迅速に修理しなかった、小型自動車は二百キロ以上、大型自動車は24時間以上走行した場合、市あるいは区、県環境保護官庁は是正を命じ、かつ三百元の過料を科する。自動車排ガス処理装置を無断で外した場合、市あるいは区、県環境保護官庁は是正を命じ、かつ三百元の過料を科する。

第八十七条 本条例第四十条規定に違反し、本市で使用されるオフロード車から排出された大気汚染物質が定められた排出基準を超えたあるいははっきりと見える黒煙が排出された場合、環境保護官庁は是正を命じ、五百元以上、五千元以下の過料を科することができる。

第八十八条 本条例第四十一条第三項規定に違反し、補修後も排出された汚染物質が定められた排出基準を超えた自動車を交付し、使用した場合、交通行政管理当局は関連の法律法規に基づいて処理する。

第八十九条 本条例第四十二条第一項規定に違反し、市環境保護官庁の委託を受けずに排ガス汚染の定期検査を行った場合、市環境保護官庁は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、五千元以上、五万元以下の過料を科することができる。本条例第四十二条第二項規定に違反し、委託を受けて排ガス汚染の定期検査を行う検査業者が定められた検査方法及び技術規範に基づいて検査を行わなかった場合、市県環境保護官庁は是正を命じ、三千元以上、五万元以下の過料を科することができる。虚偽の検査報告書を提出したあるいは定め通りに検査を実施しなかった、情状が重大な場合、三万元以上、五万元以下の過料を科し、かつ資格認定官庁は自動車定期検査の資格を取り消すことができる。

第九十条 本条例第四十三条第三項規定に違反し、使用中の自動車の所有者あるいは運転者及び航行中の船舶の経営者あるいは乗組員が公安交通、海事あるいは環境保護官庁による自動車や機械船舶の監督・抜き取り検査を拒否、妨害した場合、公安交通、海事あるいは

は環境保護官庁は、法律法規に基づいて処理する。

第九十一条 本条例第四十四条第三項規定に違反し、環境保護検査合格ラベルがない、あるいは高汚染と標識された道路輸送車両が本市において、道路輸送経営を行った場合、交通行政管理当局は是正を命じ、二百元以上、二千元以下の過料を科することができる。

第九十二条 本条例第四十五条規定に違反し、排出された汚染物質が定められた基準を超え、修復ができない使用過程車が道路を走った場合、公安交通管理当局は関連規定に基づいて取り上げて強制的に廃車し、かつ自動車の運転者を法律に基づいて処罰すべきである。

第九十三条 本条例第四十七条第二項規定に違反し、本市で定められた基準に適合しない自動車、船舶、オフロード車用の燃料を販売した場合、品質技術監督管理官庁は「中華人民共和国製品品質法」の規定に基づいて処理する。本条例第四十七条第三項規定に違反し、自ら調達した燃料が基準に適合しない場合、環境保護官庁、海事官庁はそれぞれの職責に応じて是正を命じ、一万元以上、十万元以下の過料を科する。

第九十四条 本条例第五十一条第一項、第四項、第五項規定に違反し、業者が揮発性有機化合物の排出基準、技術規範に違反した運営管理を行った場合、市あるいは区、県環境保護官庁は是正を命じ、五千元以上、五万元以下の過料を科することができる。本条例第五十一条第二項、第三項規定に違反し、揮発性有機化合物の回収装置を整備しなかった、あるいは密封された空間または設備の中で揮発性有機化合物を含む排ガスが生じる生産経営活動を行わなかった場合、環境保護官庁はその違法行為の停止を命じ、一万元以上、十万元以下の過料を科することができる。

第九十五条 本条例第五十二条第二項規定に違反し、廃棄物焼却炉から排出された大気汚染物質が定められた排出基準あるいは排出総量指標を超えた場合、市あるいは区、県環境保護官庁は改善のために生産制限あるいは生産停止を命じ、一万元以上、十万元以下の過料を科する。情状が重大な場合、市あるいは区、県人民政府は営業停止、閉鎖を命じる。

第九十六条 本条例第五十三条第一項規定に違反し、農作物の残茎や、枯葉・枝など煙や発じんが生じる物質の野焼きを行った場合、環境保護官庁はその違法行為の停止を命じる。情状が重大な場合、二百元以下の過料を科することができる。アスファルト、アスファルトフェルト、ゴム、プラスチック、ごみ、皮革など有毒有害、悪臭あるいは強烈な異臭が生じる物質の野焼きを行った場合は、環境保護官庁はその違法行為の停止を命じ、二万元以下の過料を科する。

第九十七条 本条例第五十四条第二項規定に違反し、施工業者が有効な発じん防止措置を講じなかった、あるいはオンラインモニタリング装置を設置しなかった場合、工事の関連行政管理官庁は是正を命じ、かつ一千元以上、一万元以下の過料を科する。本条例第五十五条第一項規定に違反し、輸送車両が密封化措置を講じなかった、あるいは輸送中に漏えい、落下、飛散が生じた場合、公安交通管理当局あるいは緑化都市外観行政管理官庁は法律法理に基づいて処理する。

本条例第五十五条第二項規定に違反し、輸送船舶ではカバーで覆うような措置が講じられなかった場合、海事官庁は是正を命じ、一千元以上、一万元以下の過料を科する。本条例第五十六条規定に違反し、港、埠頭及び置き場等では有効な発じん防止措置が講じられなかった場合、交通行政管理官庁は是正を命じ、一千元以上、一万元以下の過料を科する。露天資材倉庫及びその他置き場等では有効な発じん防止措置が講じられなかった場合、環境保護官庁は是正を命じ、一千元以上、一万元以下の過料を科する。バッチャープラントでは有効な発じん防止措置が講じられなかった場合、建設行政管理官庁は是正を命じ、一千元以上、一万元以下の過料を科する。本条例第五十七条、第五十八条規定に違反し、規範に基づいて清掃作業を行わなかった、及び規範に基づいて植物の栽培と手入れ作業を行わなかった場合、緑化都市外観行政管理官庁は是正を命じ、一千元以上、一万元以下の過料を科する。本条例第五十九条第一項規定に違反し、団体・組織が規定に基づいて緑化あるいは舗装を行わなかった場合、環境保護官庁は是正を命じ、一千元以上、一万元以下の過料を科する。本条例第五十九条第二項規定に違反し、建築主が規定に基づいて緑化あるいは舗装を行わなかった場合、建設行政管理官庁は是正を命じ、一千元以上、一万元以下の過料を科する。

本条第一項から第六項規定に該当し、大気環境に汚染をもたらし、情状が重大な場合、関係行政管理官庁は一万元以上、五万元以下の過料を科する。

第九十八条 以下の行為のいずれかに該当した場合、環境保護官庁はその違法行為の停止を命じ、汚染程度が軽い場合は二百元以上、三千元以下、汚染程度が深刻な場合は三千元以上、五万元以下の過料を科することができる。

一 本条例第六十条規定に違反し、人口の集中地域及びその他法律に従って特別な保護が必要な地域において、強烈な異臭や悪臭ガスが生じるものを貯蔵、加工、製造あるいは使用し、周辺環境に汚染をもたらした。

二 本条例第六十一条第一項、第二項規定に違反し、飲食サービス業の経営者が規定に基づいて油煙浄化及び異臭処理装置またはオンラインモニタリング装置を設置しなかった、装置の正常な運転ができなかった、あるいは油煙浄化及び異臭処理装置の洗浄補修を定期的に行わなかったかつ記録を保存しなかった。

第九十九条 本条例第六十二条規定に違反し、作業の業者及び個人は無断で発じんあるい

は排ガスを排出した場合、市あるいは区、県環境保護官庁は是正を命じる。是正をしない場合、五千元以上、五万元以下の過料を科する。

第一百条 大気汚染物質を排出する業者及び個人に生産経営場所を貸与した人は、環境保護官庁が貸与した場所で行う本条例規定の違反行為に対する法律執行や検査に協力し、貸与を受けた人の関連情報を提供すべきである。貸与した人が協力を拒んだ場合、環境保護官庁は二千元以上、二万元以下の過料を科する。

第一百一条 企業・政府系事業組織及びその他生産経営者が本条例に違反し、第二十八条、第三十二条及び第六十一条に定められた状況を除き、過料の処罰を受け、是正を命じられたにも関わらず、是正しない場合、法律に基づいて処罰決定を下した行政機関は、是正を命じた日の翌日から、元の過料額に基づいて日数に応じた過料を科し続けることができる。

第一百二条 市あるいは区、県人民政府が、汚染物質の排出業者に対して営業停止、閉鎖を命じた、また市あるいは区、県環境保護官庁が汚染物質の排出業者に対して改善のため生産停止を命じた場合、電力供給業者はそれに協力し、汚染物質の排出業者への電力供給を停止すべきである。

第一百三条 汚染物質の排出業者が本条例規定に違反して環境汚染事故を起こした、あるいは本条例第十六条第二項、第十八条第二項と第三項、第二十八条第三項規定に違反した場合、その業者に対する処罰以外に、環境保護など関連官庁は業者の主要責任者及び直接担当者に対して、一万元以上、十万元以下の過料を科することができる。

第一百四条 企業・政府系事業組織及びその他生産経営者が法律に違反して大気汚染物質を排出し、深刻な汚染を引き起こすあるいは引き起こす恐れがある場合、環境保護官庁は汚染物質の排出施設や設備を閉鎖したり、差し押さえたりすることができる。

第一百五条 本条例規定に違反して大気汚染物質を排出し、犯罪に該当した場合は、法律に基づいて刑事責任を追究する。環境保護官庁及び公安機関は、大気汚染事件に関わる行政法律の執行と刑事司法との連携メカニズムを整備すべきである。

第一百六条 大気環境の汚染により、損害が生じた場合は、「中華人民共和国権利侵害責任法」の関連規定に基づいて、権利侵害の責任を負うべきである。大気環境を汚染し、社会の公共利益を損害した行為に対して、国の法律規定に適合する社会組織は法律に基づき、人民法院に提訴することができる。

第一百七条 当事者が環境保護官庁及びその他関連行政管理官庁の具体的な行政行為に対して不服があった場合、「中華人民共和国行政不服審査法」あるいは「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき、行政不服審査のあるいは行政訴訟を申し立てることができる。当事者が期限以内に具体的な行政行為に対して不服審査の申し立ても提訴もせず、かつ履行しない場合、具体的な行政行為を行った行政管理官庁は、人民法院への強制執行の申請、あるいは法律に基づいた強制執行を行うことができる。

第八章 附則

第一百八条 本条例は2014年10月1日より施行する。2001年7月13日に上海市第11回人民代表大会常務委員会第29回会議で採択された「上海市における『中華人民共和国大気汚染防止法』の実施方法」は同時に廃止する。

出典：<http://www.sepb.gov.cn/fa/cms/shhj//shhj2013/shhj2019/2014/07/87115.htm>